

15 異動したとき

公立学校共済組合員が、他の公務員共済組合（文部科学省・地方職員・市町村職員共済組合等）他の支部（他県の学校等）、他の所属所（県内の学校等）へ異動し、又は退職した場合は、それぞれ次の書類を提出し、手続が必要です。

1 転入（一般組合員）

《他の共済組合員から公立学校共済組合員になった場合》

- ・一般組合員資格取得・転入届書
- ・辞令・雇用条件通知書の写し（市町村費支弁職員のみ）
- ・年金加入期間等報告書

＜その他（該当者のみ）＞

- ・被扶養者認定（取消）申告書
- ・国民年金第3号被保険者関係届
- ・第3号被保険者となる者の年金手帳等の写し
- ・被扶養者証の写し
- ・年金受給者再就職届書及び年金証書（原本）

《支部間の異動》（一般組合員）

県外交流又は他県を退職した上で本県の学校等に採用された場合

- ・一般組合員資格取得・転入届書
- ・辞令・雇用条件通知書の写し（市町村費支弁職員のみ）
- ・年金加入期間等報告書
- ・組合員証（転入前支部のもの）
- ・個人口座申出書

＜その他（該当者のみ）＞

- ・被扶養者認定（取消）申告書
- ・国民年金第3号被保険者関係届
- ・第3号被保険者となる者の年金手帳等の写し
- ・被扶養者証等（転入前支部のもの）
- ・年金受給者再就職届書及び年金証書（原本）

2 転出

《公立学校共済組合員が他の共済組合員となったとき》

- ・組合員異動報告書（一般組合員）、短期組合員 所属所・任用形態等 変更報告書（短期組合員）
- ・組合員転出届書
- ・組合員証及び被扶養者証等

《支部間の異動》

県外交流又は退職した上で他県の公立学校等へ採用された場合

- ・組合員異動報告書
- ・組合員転出届書

（注）旧組合員証及び被扶養者証等は転出先の支部へ提出してください。

3 支部内の異動

《県内異動で次に該当する場合》

市町村費支弁職員の異動

県費支弁職員と市町村費支弁職員間の異動

- ・組合員異動報告書

＜該当者のみ＞

- ・組合員等住所変更届
- ・国民年金第3号被保険者住所変更届

県費支弁職員の県費支弁身分のままの異動

＜該当者のみ＞

- ・組合員等住所変更届
- ・国民年金第3号被保険者住所変更届

4 退職

組合員が退職（死亡）したときは、その翌日から組合員の資格を喪失します。したがって、組合員証は退職時の所属所を経由して速やかに共済組合へ返納してください。

- ・組合員異動報告書 [一般組合員のみ]
 - ・退職届書 [一般組合員]（死亡退職及び定年退職の場合は不要）、短期組合員退職届書 [短期組合員]
 - ・退職届書（死亡退職及び定年退職の場合は不要）
 - ・組合員証及び被扶養者証等※
- ※は、組合員証、被扶養者証及び限度額適用認定証等交付されているすべての証